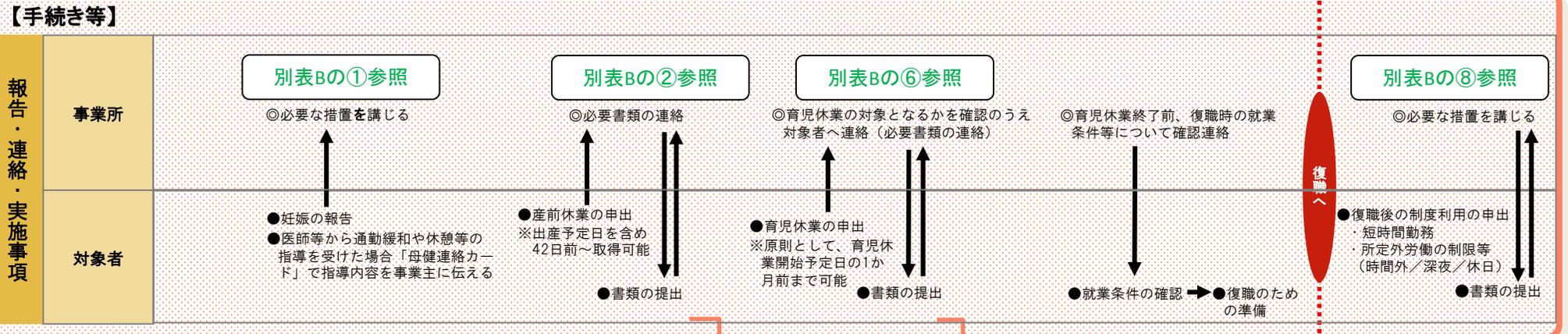


別表A 妊娠期から復職後までの支援・手続きフロー



フロー図の見方  
 ●対象者が行うこと  
 ◎事業所が行うこと

面談等	事業所・対象者	●◎《面談》妊娠報告後 体調面で配慮が必要なことや産休までの業務引き継ぎについて話し合います	●◎《面談》休業2か月前 産休・育休中の予定や復職後の就業イメージについて話し合います	●◎《定期連絡》休業中 定期的に連絡を取り、状況を把握しましょう	●◎《面談》復職1～2か月前 復職に向けて、就労条件や担当業務について話し合います	●◎《面談》復職2か月後 配慮してほしいことや今後の働き方について話し合います
-----	---------	---	--	-------------------------------------	--	--



※保育所に入所できない等の場合、最長1歳6か月まで育休を取得することができます。

